

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

(2020年度)

住 所 富山県富山市明輪町1番50号  
 事業者名 あいの風とやま鉄道株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 日吉 敏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

①鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる 鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両の導入	・バリアフリーに対応した新型車両を2両(1編成)導入する。(2020年度)	・計画とおり導入済(2021年3月運行開始)

②高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客支援	・中期的な対応方針に基づき、取組みを継続的に実施する。(2020年度)	・全ての駅で車椅子の介助要員の手配等の対応を継続的に実施

③高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
音声による情報提供	・車内での運行情報等を音声で提供できる車両を2両(1編成)導入する。(2020年度)  ・外国人のスムーズな移動を支援する案内機能の充実を図るため、観光列車「一万三千尺物語」に多言語翻訳放送『QuaVoice～クアボイス』※を導入する。(2020年度)  ※ 日本語での音声入力を即座に外国語に変換して放送	・計画とおり導入済(2021年3月運行開始)  ・計画のとおり導入済(2021年4月運用開始)

④移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育訓練	・ 車椅子介助の訓練を実施する。(2020年度)	・ 計画のとおり 4 月に実施(15名参加)

(2) 移動等円滑化の促進のために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高岡市が2021年度に策定を計画しているバリアフリー基本構想の検討に当たり、委員として参画した。</li> <li>・ 他の公共交通機関(北陸新幹線、高山本線、路面電車)も接続する交通結節拠点である富山駅の駅工事の進捗に合わせ、統一した案内サイン等の設置を進めた。</li> </ul>
--

(3) その他

特になし
------

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	23 編成 50 (両)	19 編成 38 (両)	19 編成	23 編成	19 編成	19 編成	23 編成
普通鉄道(特急等車両)	1 編成 3 (両)	1 編成 3 (両)	1 編成	1 編成	1 編成	0 編成	1 編成
(合計)	24 編成 53 (両)	20 編成 41 (両)	20 編成	24 編成	20 編成	19 編成	24 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道(特急等車両)、普通鉄道(その他)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。